

〈資料〉

養子縁組法

——カナダ・アルバータ州——

村 井 衡 平

カナダのアルバータ州の法律の1つとして Consolidated Alberta Family Law (2002) の47頁以下に掲載されている「児童福祉法」(the child welfare Act) のうち、第6章第38条ないし第91条の「養子縁組」(Adoption) の部分を紹介する。

なお、同州の法律として

家族関係法 1990年 30巻1号

親子関係および扶養法 1990年 31巻1号

夫婦財産法 1978年 33巻1号

も併わせて参照して下さい。

第6章 養子縁組

第58条 解釈。(1) 本条において、

- (a) “裁判所”は、第1条第1項(h)にかかわらず、女王座裁判所を意味する。
- (b) “子孫”は、死亡した養子との関係で、養子の成年の子または成年の孫を意味する。
- (c) “免許された縁組エージェンシー”は、第88条のもとで発行された免許証をもつ縁組エージェンシーを意味する。
- (d) “免許された調査エージェンシー”は、第88条のもとで発行された免許証をもつ調査エージェンシーを意味する。

(e) “親族”は、子との関係が血縁、婚姻または縁組によるかどうかを問わず、

(i) 子の祖父母

(ii) 子の叔母または叔父、もしくは

(iii) 子の大叔母または大叔父

を意味する。

(2) 本条のもとで、裁判所の命令に対する控訴は、命令の日から30日以内に、控訴裁判所になされることができる。

第59条 縁組への同意。(1) 子に関する縁組命令は、

(a) 第62条のもとで命令を請求する監護者以外の子の子のすべての監護者、および

(b) 子が12才以上のとき、定められた型式による子の同意なしになされることはできない。

(2) 第62条のもとで縁組命令の申立をする人が子の唯一の監護者であるとき、子に関する縁組命令は、申立人が監護者となる以前に子の監護者であった人が、定められた型式による同意をしなければ、なされない。

(3) アルバータ以外の管轄地域で有効になされた縁組同意は、本法のもとで有効とみなされる。

第60条 自働的な共同監護の身分。(1) 第59条のもとで要求される同意書に記名された将来の養親は、同意を与えることにより、子に同意した配偶者と共に子の共同監護者である。

(2) 第1項のもとで、将来の養親としての身分は、

(a) 第69条のもとでなされた同意が第61条(1)に従って撤回されるとき、

(b) 縁組命令がなされるか、縁組命令の申立が棄却されるとき、

(c) 裁判所が共同監護者の身分が終了する旨を宣告するとき、

終了する。

養子縁組法

第61条 同意の撤回。(1) 第59条1項(a)または第2項のもとで子の縁組に同意した人は、同意の日より10日以内に、ディレクターに書面で通知することにより、同意を撤回することができる。

(2) 第1項のもとで通知をうけたディレクターは、子の監護が与えられている人および第58条1項(a)または第2項のもとで縁組に同意した人が、直ちに、同意の撤回を通知されるよう保証するものとする。

(3) 子の監護を放棄した監護者による同意の撤回の通知をうけるとき、子の監護を託されていた人は、

(a) 子の監護を放棄した監護者により、直接、同人の監護におかれたときは、同意権者の監護に、

(b) 子が免許された縁組エージェンシーにより、同人の監護におかれたときは、エージェンシーに、

子を直ちに返還するものとする。

(4) 第3条(b)のもとで、子が返還される免許された縁組エージェンシーは、子の監護を放棄した監護者の監護に直ちに返還するものとする。

第62条 縁組命令の申立。(1) 本条の規定に従い、

(a) アルバータに成人の通常の居所を維持するか、または

(b) 本法のもとで子の監護を引き受けた成人は、

定められた型式で裁判所に縁組命令を申し立てることができる。

(2) 縁組命令の申立は、申立の整理より6カ月以内に裁判所に提出されるものとする。

(3) 縁組命令の申立は、子がカナダ市民でないとき、またはカナダへの永住が合法的に認められず、かつ、

(a) 第61条1項のもとで縁組への同意を撤回する期間が経過したか、

(b) 子が永続的な監護命令の主体であり、命令を請求する期間が経過したか、命令に対する控訴期間が経過したか、命令の申立が拒絶されたか、または

(c) 子が永続的な監護合意の主体であり、合意が終了する期間が経

過したか、または合意の終了の申立が処理されたとき、縁組命令のために定められた型式により、裁判所に申し立てることができる。

第63条 申立書に付随する書面。(1) 永続的な監護合意または命令の主体である子に関する縁組命令の申立は、ディレクターによって裁判所に提出され、下記の書面を伴わなければならない。

(a) 下記の事項を表示するディレクターの宣誓供述書

(i) 子の名前、出生の日付および場所、子の性別および親子関係一知れる限り、

(ii) ディレクターは、合意または命令による子の監護者である旨の陳述、

(iii) 子との面接に関する合意または命令の条項、

(iv) ディレクターの意見によれば、申立人は子の世話および監護をするのに適切かつ適当である旨の陳述、

(v) 子がインディアンであるとき、第67条に従っている旨の陳述、

(b) 申立人の年齢、住所、夫婦の身分および職業、もしあるならば、申立人の子に対する関係、

(c) 第59条に要求される同意または裁判所が1つ以上の合意を免除するよう要求する宣誓供述書、

(d) ディレクターのために資格のある人による、定められた型式のホーム・アセスメント報告書、

(i) 申立人が養親として適切であること、および

(ii) 子についての親の責任を引き受ける申立人の才能および進取性、

(e) 申立人が子を養子とする適切性またはディレクターが要求する何か他の事項に関する誰れかの宣誓供述書、

(2) 免許をうけた縁組エージェンシーによって申立人の監護におかれている子、または一方の親によって直接、申立人の監護におかれている

養子縁組法

子に関する縁組合意の申立は、免許をうけた縁組エージェンシーの役員によって裁判所に提出され、かつ、下記の書面を伴わなければならない。

- (a) 免許をうけた縁組エージェンシーの役員による下記の事項を表示する宣誓供述書，
 - (i) 知っている限り、子の名前、出生年月日および場所、子の性別および親子関係、
 - (ii) 役員の意見によれば、申立人は子の世話および監護をするに適切かつ容易である旨の陳述、
 - (iii) 子がインディアンであるとき、裁判所の陳述がなされたこと、
 - (iv) 第84条(a)に参照された人が子の配置に含まれていること、
 - (A) 同人がディレクターに対し、子の配置を許可し、または配置を容易にすることを要求する書面のコピー、および
 - (B) 許可証のコピー、
- (b) 宣誓供述書には下記の事項を記載する。
 - (i) 申立人の年令、住所、夫婦の地位、職業およびもしあれば、申立人と子との関係、
 - (ii) 子の親の利益のために、世話、扶養料、医学的な処置または他の生活必需品に関して、申立人からの支払いまたは他の約因に関する合意および証書または書面の条項、および
 - (iii) 子との面接に関する合意または他の命令の条項、
- (c) 第59条のもとで要求される合意またはなぜ申立人は裁判所が1つ以上の合意を免除すべく要求するのか、理由を示す宣誓供述書、
- (d) 免許された縁組エージェンシーの職員の利益のため、免許された人によって準備され、定められた型式による、
 - (i) 申立人が養親として適合であること、および
 - (ii) 申立人は子に対し、親としての責任を引き受ける適格性および意欲に関する

ホーム・アセスメントの報告書,

(e) 申立人が子を養子とすることの正当性および職員が要求する何か他の資料に関する免許されたエージェンシーの職員にうけ入れられる誰れかの宣誓供述書,

(3) 子の義理の親が子に関する縁組命令の申立人であるか、または一方の親によって子の親族である申立人の監護のもとに託された子に関する縁組の申立は、下記の書面と共に裁判所に提出されるものとする。

(a) 次の事項を示す申立人の宣誓供述書

(i) 知れている限り、子の名前、出生地、子の性格および親子関係,

(ii) 申立人の年齢、住所、夫婦の身分および子との関係,

(iii) 申立人が子の義理の親であるとき、子を合法的に監護している人の名前,

(iv) 子との面接に関するなんらかの合意または命令の条項,

(b) 第59条のもとで要求される同意または裁判所が1つ以上の同意の免除を要求する理由を示す宣誓供述書。

第64条 審理の通知の送達。(1) 申立人は第62条のもとで、審理の日より30日前に交付送達により、訴の審理の性質、日時、場所および第63条のもとで要求される書面を交付送達により、

(a) 申立人以外の子の監護者,

(b) 申立人が子の単独監護者であるときは、第59条2項のもとで縁組に同意する人,

(c) 子が12才以上のときは子,

(d) ディレクター以外の人が訴を申し立てているときはミイニスター,

(e) 永続的な監護同意または命令の主体でない子の縁組の事件では、子の生物学上の父に

送付するものとする。

養子縁組法

- (2) 監護に関する通知を望まない意思を示した監護者には、第1項のもとの送達は必要でない。
- (3) 第1項(c)に言及した子には、第1項のもとのホーム・アセスメント・レポートを送達する必要はない。
- (4) 裁判所はそうすることが適切であると判断するとき、申立人の一方的な請求により、審理のために定められた時期に先立ついつでも、下記のいずれかの方法で行うことができる。
- (a) ex juris 送達、書留郵便またはこれにかわる他の型式での送達；
 - (b) 命令が(a)項のもとでなされるとき、その送達により延長または縮小された時間は、多分、有効であろう；
 - (c) (a)項のもとで命令がなされるとき、審理がなされる時間を延長する；
 - (d) 通知期間の短縮を許可する；
 - (e) ディレクター以外の人への送達を免除する。
- (5) 第4項のもとで許可されたかどうかを問わず、裁判所は審理に際して、下記のいずれかを行うことができる。
- (a) 事情のもとでそれが適切と判断する型式でなされた送達を是認する。
 - (b) 短縮された期間を十分な通知として是認する。
 - (c) ディレクター以外の人への送達を是認する。
- 第65条 直接の処置の通知。(1) 縁組命令のため、第62条のもとで裁判所に提訴する意思のある人に子を直接に配置する親は、その場所をディレクターに、配置より30日以内に、定められた型式で通知するものとする。
- (2) 親によって直接、子の監護を配置された人が、子に関して第62条のもとで縁組命令を裁判所に提訴するときは、配置より30日以内に、定められた型式でディレクターに通知するものとする。
- (3) 本条に違反する人は、有罪であり、5,000ドルを越えない罰金を支

払う責任があり、支払わなければ、3カ月を越えない期間の拘禁に処せられる。

- (4) 本条は、子が親によって直接、子の親族である申立人の監護におかれている場合は、適用しない。

第66条 ミイニイスターによる調査。(1) 第64条のもとで通知をうけるとき、ミイニイスターは、企図されている縁組に関する観察を指揮し、かつ、観察に関する報告書を裁判所の事務官に提出することができる。

- (2) ミイニイスターは、訴の審理の日より7日以前に、第1項のもとでミイニイスターによって提出された報告書のコピーを申立人に送達するものとする。

第67条 1群のインディアンの子との協議。(1) 免許をうけた縁組エージェンシーのディレクターまたは役員は、時に応じて、縁組のために配置されようとする子がインディアンであり、一団のメンバーであると信じる理由があり、かつ、子の監護を引き渡す人が監護者の保留地の住民であると信じる十分な理由があるとき、ディレクターまたは役員は、縁組命令の申立を記録にとじる前に、委員会の長または一群の委員会に相談するものとする。

- (2) 免許された縁組エージェンシーにディレクターまたは役員は、時に応じて、縁組のために配置される子がインディアンであり、一群のメンバーであり、かつ、子を引渡す監護者は保留地の住民でないと信じる十分な理由があるとき、ディレクターまたは役員は、

- (a) 子の監護を引き渡す監護者に対し、ディレクターまたは役員と1群の委員会の長または委員会の間で協議に同意するよう要求し、さらに、
- (b) (a)項のもとで監護者が協議に同意するとき、縁組命令の申立を記録にとじるに先立ち、委員会の長、1群の委員会またはそれらのいずれかと

養子縁組法

協議するものとする。

第68条 裁判所の手続。(1) 裁判所は別命のない限り、子の縁組に関する手続は、非公開で審理されるものとする。

(2) 申立人および12才以上の子は、裁判所の面前における審理において、自らまたは弁護士によって尋問されることができる。

(3) 裁判所は、本章のもとでの訴えの審理を30日を越えない期間、

(a) 訴えの当事者の同意を得て、または

(b) 縁組命令がなされるべきかどうかを決定するについて、裁判所を援助する証拠を入手するために延会が必要であると判断するとき、

審理を延期することができる。

(4) 第51条および第63条にかかわらず、本章のもとでの訴えの審理において、裁判所は、

(a) ディレクター以外の子の監護者、

(b) 第59条(2)項のもとで、同意を与えるべく要求される人、または

(c) 子

の同意を、それが充分であり、そうすることが必要または望ましいと判断する理由で免除する命令をすることができる。

第69条 義理の親による縁組。裁判所は、そうすることが適切であると判断するとき、第63条(3)項に言及される子に関する縁組命令を裁判所に請求した申立人に対し、

(a) 申立人が養親として適当であること、および

(b) 申立人が子に関して親の責任を引き受ける能力および意見に関して、資格のある人によって定められた型式で準備された家庭アセスメント報告書も裁判所に提出するよう要求することができる。

第70条 縁組命令。(1) 裁判所は、

(a) 申立人が子に関して親としての責任を引き受けることが可能であり、その意思をもっており、かつ、

(b) 子が申立人によって親子とされることが子の最善の利益となると満足するとき、裁判所は申立人が子を養子とする命令をすることができる。

- (2) 縁組命令は定められた型式により、かつ、縁組に先立って子の名前を示すものとする。
- (3) 縁組命令を請求する養親の一方が死亡した配偶者の未亡人または男やもめであるとき、裁判所は養親の請求および12才以上の子の同意を得て、申立人および死亡した配偶者を子の養親と呼ぶことができる。
- (4) 養親の請求により、かつ、子が12才以上のときは子の同意を得て、裁判所は縁組命令のなかで子の名を変更することができる。
- (5) 縁組命令がなされるとき、裁判所が別の命令をしない限り、養親の姓が子の姓となる。

第71条 隋伴する訴。(1) 裁判所が縁組命令の申立を棄却するとき、本章のもとでの縁組命令のさらなる申立は、訴の審理の日より後、少くとも2年間を経過するまで、該申立人により、またはその利益のために提起されないものとする。

- (2) 第1項の規定にかかわらず、裁判所が以前の申立を棄却した理由がもはや存在しないと満足するとき、第1項の定める2年の期間内に裁判所の許可を得て申立を提出することができる。

第72条 縁組命令の効果。(1) すべての目的のため、縁組命令がなされるとき、養子は養親の子であり、養親は養子の親であり、あたかも子が合法的な結婚生活にある親の子として生まれたかのように、養子の監護者である。

- (2) 縁組命令は定められた型式により、かつ、縁組前の子の姓名を表示するものとする。
- (3) 養親が未亡人または男やもめであり、死亡した配偶者が縁組命令の申立の一方の当事者であったとき、裁判所は養親の請求により、かつ、子が12才以上であるとき、子の同意を得て、申立人および死亡した配

養子縁組法

偶者を子の養親とすることができる。

- (4) 養親の請求および子が12才以上のときは、子の同意を得て、裁判所は縁組命令において、子の名を変更することができる。
- (5) 縁組命令がなされるとき、裁判所が別の定めをしない限り、養親の姓が子の姓となる。
- (6) 第2項、第4項および第5項の規定は、
 - (a) 近親相姦に関する法律の目的のため、および
 - (b) 近親婚の禁止に関して、本条がなければ彼等の間に存在した近親関係を、本条の目的のために適用しない。
- (7) 彼等の婚姻が合法的な婚姻の挙式を阻止することを目的とする法律によって禁止されるとき、縁組命令の結果として、2人間の婚姻は禁止される。
- (8) 本条は、
 - (a) 以前に有効であった法律のもとでなされた縁組に適用し、また、つねに適用されてきたものとみなし、かつ、
 - (b) 本法および養子とされた子に関する相続権のために、政府を拘束するが、

本条のいかなる部分も、縁組命令のなされる以前にある人に与えられた財産上の利益に影響を及ぼすことはない。

- (9) 子に関する縁組命令は、第30条のもとでなされた抑制的な命令を除き、子に関して本法のもとでなされた合意または命令を終了させる。
- 第73条 他州の命令の効力。 アルバータ以外の管轄区域の法律に従って有効な縁組は、アルバータにおいて本法のもとでなされた縁組命令の効力をもつ。

第74条 縁組命令の配付。 (1) 縁組命令がなされたのち35日を経過しない期間に、裁判所の書記官は、認証された縁組命令のコピーを

- (a) 養親、
- (b) ミイニイスター、

- (c) 官選管財人，
- (i) 縁組命令のなされた直前にディレクターが子の監護者であり，かつ，
 - (ii) 官選管財人が命令のコピーを要求するとき，
 - (d) 養子がインディアンであるときは，インディアン法（カナダ）のもとでの登録官および
 - (e) 人口動態統計のディレクター
- に送付するものとする。
- (2) 裁判所の書記官は，人口動態統計のディレクターに，
- (a) 人口動態統計のディレクターが人口動態統計法の要件を履行できるようにするため，縁組命令に関する何か他の情報および，
 - (b) 養子がアルバータで生まれたときは，縁組命令の付加的な認証されたコピー
- を支給するものとする。
- (3) ディレクター以外の監護者が子の縁組に同意したとき，免許された縁組エージェンシーの役員は縁組命令がなされたのち35日以内に，同意している監護者に対し，縁組命令がなされた旨を通知するものとする。ただし，同意している監護者が通知を望まない意向を示すときは，この限りでない。
- (4) 第59条(2)項のもとで子の縁組に同意した人は，第3項に従って，縁組命令がなされた旨を通知されなければならない。ただし，通知をうけない旨を示したときは，この限りでない。
- (5) インディアンである子が本法または本法前の法律のもとで養子とされるとき，人口動態統計のディレクターは，子または子の監護者の要求により，インディアン法（カナダ）のもとで登録官に，子の本来の出生証明書のコピーを提供するものとする。
- (6) 裁判所の書記官は，縁組に関して裁判所の手中にあるすべての書面に捺印し，かつ，裁判所の命令またはミイニスターの書面による同

養子縁組法

意の場合を除き、いかなる人も閲覧のために利用できないものとする。

(7) ミイニイスターは、縁組に関して自己の手中にあるすべての書面に捺印し、かつ、これらの書面は、ミイニイスターの書面による同意または第95条、第96条または第86条に従う裁判所の命令を除き、いかなる人も閲覧のために利用できないものとする。

(8) 第6項、第7項の規定にかかわらず、裁判所のミイニイスターまたは書記官は、請求にもとづいて、縁組命令の認証されたコピーを

(a) 同人が18才以上であれば、養親に、

(b) 第59条(1)項のもとで同意した監護者および第59条(2)項のもとで縁組命令の主体である子の縁組に同意した人、および

(c) 第(1)項に指名された人

に配布するものとする。

(9) ミイニイスターは第75条に参照された人の同一性を第75条に従ってのみ開示することができる。ただし、ミイニイスターの意見によれば、開示を支持するやむを得ない事情のあるときは、この限りでない。

(10) 第(9)項にかかわらず、ミイニイスターは、

(a) 免許された調査エージェンシーに対し、第48条のもとでの申立を促進させる目的で、規則に定められた家族メンバーまたは養子以外の個人情報および

(b) 18才以上である養子に対し、同人に関する縁組命令がそれを開示しないとき、同人の生来の姓

を開示することができる。

第75条 身元の自発的な開示のために釣り合いのとれた申立。(1) 本条において、

(a) “養子”は、本法または本法に先立つ法律のもとでなされた縁組命令の主体である人を意味する。

(b) “養子応募者”は、

(i) 18才以上の養子、

- (ii) 16才以上であり、ミイニイスターの意見によれば、子の監護者と別に生活している養子、
 - (iii) 子の福祉のために子の監護者によって申し立てられている養子、
 - (iv) 死亡した養子の子孫、
を意味する。
- (c) “家族応募者”は、下記の1つ以上を意味する。
- (i) 養子の生物学上の親、
 - (ii) 養子の成年の兄弟、
 - (iii) 養子の生物学上の親が書面によって申立に同意するか、またはミイニイスターが養子の生物学上の親が
 - (A) 死亡した、
 - (B) 居場所がわからない、または
 - (C) 精神的無能力のため申立に同意することができないとき、
養子と血縁関係のある成人
 - (iv) 養子の生物学上の親が申立に書面で同意するか、またはミイニイスターが、養子の生物学上の親が
 - (A) 死亡している、
 - (B) 居場所がわからない、または
 - (C) 申立に同意するのに精神的に不可能である
と満足するとき、養子がメンバーであるインディアン族の成人
メンバー、
 - (v) 先の縁組命令のもとで養子の親であった人。
- (2) 他方の身元を知りたい縁組申請者または家族申請者は、ミイニイスターによって定められた型式により、ミイニイスターに請求することができ、かつ、申請の中で申請に関連のある養子を特定するものとする。
- (3) ミイニイスターは、

養子縁組法

- (a) 第2項のもとで作成された申請の登録簿を保持し、
- (b) 第2項のもとでなされた申請を受理するに当たり、同一の養子に関する他の申請が含まれていないか、調査し、
- (c) 取り下げの通知をうけると、直ちに登記簿より、縁組申請者または家族申請者によって取り下げられる申請を削除するものとする。
- (d) 登記簿の中に
 - (i) 第6項のもとで受理されたすべての拒否および
 - (ii) ミイニイスターが死亡を知らされていたとき、死亡した養子の名前を登記簿に含めるものとする。
- (4) ミイニイスターが登記簿を調査し、養親申立人および第1項c(i)または(ii)の意味における家族申立人からの縁組申立が同一の養子に関していると決定するとき、ミイニイスターは申立人の所在を探し出すものとし、かつ、
 - (a) 両申立人の所在を発見するとき、お互いの申立人の同一性を開示し、または、
 - (b) 一方の申立人のみ所在を発見するとき、発見された申立人に対する他方の申立人の同一性を明らかにするものとする。
- (5) ミイニイスターが登記簿の調査により、縁組申立人よりの申立および家族申立人からの申立が、1項c(iii)より(v)の意味において、同一の養子に関連しているとき、ミイニイスターは、
 - (a) 申立人の所在を発見すべく合理的な努力をし、
 - (b) 縁組申立人に対し、家族申立人よりの申立が登記簿に登録されるよう忠告し、
 - (c) 縁組申立人が申立人の同一性を家族申立人に開示することを望んでいるかどうか、調査し、かつ、
 - (d) (i) 両申立人の所在が明らかであるか、または、

- (ii) 縁組申立人の所在のみが明らかなきとき、縁組申立人に対する家族申立人の同一性を開示するものとする。
- (6) 本条のもとで申立をする権利のある人は、いつでも、ミニニイスターに、定められた型式により、自己の同一性を開示されることを望まない旨を通知することができる。
- (7) ミイニイスターは申立人に対し、
- (a) 登録が申立に影響を及ぼすことの拒否を含むかどうか、
 - (b) 登録が養子は死亡している旨を示すか、または
 - (c) 他の申立人の所在を発見できないかどうか、
- 助言するものとする。

第76条 同意による記録の開示。

18才以上の養子から書面による請求を受理するとき、ミニニイスターは人口動態統計法のもとの同人の原始的な出生記録および養親でもなく、養子の生物学的な親でもない個人に関する情報以外に、第74条のもとで保有されている他の捺印証書に含まれている情報を、

- (a) 各生物学上の親からの書面による同意、または
- (b) 生物学上の親が死亡しているときは、親の死亡の証明

にもとづいて、養子に公表することができる。

第77条 ある事情のもとで記録を開示させる権利。(1) 本条において、

“養子”とは、2000年1月1日以降になされた縁組命令のもとで養子とされた人を意味する。

- (2) 第3項および第4項の規定に従い、18才以上の養子または養子の生物学上の親からの書面による請求にもとづいて、ミニニイスターは人口動態統計法のもとで、養子の原始的な出生登録、養子の生物学上の親でもない個人に関する個人的な情報以外に、第74条のもとで定められる他の封印された証書に含まれる情報を請求する人に許可することができる。

- (3) ミイニイスターは第2項のもとで、養子が18才6カ月以上の場合を

養子縁組法

除いて、養子の生物学上の親からの請求を受理しないものとする。

(4) 第2項の規定は、18才以上の養子または養子の生物学上の親が第2項のもとでの請求の月以前に、捺印証書の放棄を禁止する旨を定められた型式によって登録したときは、適用しない。

(5) 第4項にもとづいて放棄を登録した人は、ミイニスターに書面による取消の通知を送付して、取り消すことができる。

第78条 免許された調査エージェンシーへの申立。(1) 本章において、“家族メンバー”は規則に定められた意味をもつ。

(2) 請求は免許された調査エージェンシーに対し、

(a) 家族メンバーの居場所について、または

(b) (i) 家族メンバーに対する申立人、

(ii) 申立人に対する家族メンバーの同一性および他の個人情報
を求めて

なされることができる。

(3) 第2項にもとづく申立は、

(a) 18才以上であり、

(i) 本法または本法前の法律により養子とされ、

(ii) (i)に参照された養子の生物学上の親または兄弟であり、

(iii) 子である養子の配偶者であるか、または、

(iv) 死亡した養子の子孫であるか、もしくは、

(b) ミイニスターの意見によれば、子の監護者から独立して生活している16才以上の養子

によつてのみなされることができる、

(4) 免許された調査エージェンシーによつて定住させられた家族メンバーは、

(a) 申立人との再結合への同意、

(b) 家族メンバーの身元および他の個人的な情報を申立人に開示することへの同意。または

- (c) 定められた型式により、マイニイスターは、
- (i) 申立人との再結合を辞退するか、または
 - (ii) 家族メンバーの身元および他の個人的な情報を申立人に公開することを禁止する旨を登録することができる。
- (5) 第4項のもとで拒否を登録する家族メンバーは、書面による通知をマイニイスターに送付して取り消すことができる。
- (6) 家族メンバーが申立人との再結合に同意し、免許をうけた調査エージェンシーが再結合を容易にすることを望むとき、エージェンシーは、再結合をもたらすため、資格のある人のサービスを利用するものとする。
- (7) 情報の公開が第4条(b)のもとで同意されるとき、免許された調査エージェンシーは、申立人および他の家族メンバー各自の身元その他の個人的な情報を開示することができる。

第79条 調査のための財政的援助。 マイニイスターは規則に従い、規則に定められた人に第78条のもとで財政的援助を支給することができる。

第80条 マイニイスターによる開示。(1) 第74条および第75条の規定にかかわらず、マイニイスターは、養子または養子の

- (a) 生物学上の母、
- (b) 生物学上の父、
- (c) 成年の兄弟、
- (d) 養親、または
- (e) 養子が死亡したとき、子孫

に対し、これらの人の身元を開示しない1つ以上の情報を開示することができる。

(2) 誰れでもマイニイスターに対し、マイニイスターが第1項のもとで開示する情報を提供することができる。

養子縁組法

第81条 財政的な援助。(1) ディレクターは規則に従い、縁組命令のとき、

- (a) その人による子の縁組が望ましく、かつ、
- (b) 縁組がその人の財源に不当な負担となる

ことを納得するとき、規則に従って、子を養子とする人に財政的な援助を与えることができる。

(2) ディレクターは、時として、規則に従い、財政的な援助を変更し、または終了させることができる。

第82条 縁組命令の却下。(1) 縁組命令の日より1年を経過したのちは、命令が詐欺によってなされたこと、かつ、そうすることが養子の最善の利益であることを理由とする場合を除き、縁組命令の取り消しを請求することができない。

(2) 第1項のもとでの申立の通知の性質、日付、時間および審理の場所に関する通知は、申立人により、

- (a) ミイニイスター、
- (b) 養親が申立人でないときは養親、
- (c) 養子が12才以上であり、申立人でないときは、養子、
- (d) ある人が申立人でないときは、縁組命令がなされる直前に子の監護者であった人、
- (e) 縁組命令がなされた直前にディレクターが子の監護者でなかったときは、公共信託受託者および
- (f) 裁判所の見解によれば送達されるべき他の誰れか

に送達されるべきものとする。

(3) 縁組命令が取り消されるとき、取消命令の申立人は取消命令のコピーを第2項のもとで要求されるすべての人に送達するものとする。

(4) 裁判所書記官は縁組命令を取り消す命令のコピーを

- (a) 人口動態統計局のディレクターおよび
- (b) 養子がインディアンであるときは、インディアン法(カナダ)

のもとでの登録官に

送付するものとする。

- (5) 縁組命令が取り消されるとき、
- (a) 子は養親の子であることを止め、
 - (b) 養親は子の親および監護者であることを止め、
 - (c) 子およびすべての人々との相互の関係は、縁組命令がなされた直前に彼等があったかのように再現される。
 - (d) 裁判所が別の定めをする場合を除き、縁組命令がなされる直前に子の監護者であった人は、子の監護者であり、かつ、
 - (e) 裁判所が別の命令をする場合を除いて、
 - (i) 子の名は、もしあれば、子が縁組命令のなされる前にもっていた名であり、かつ、
 - (ii) 子の姓は、子が縁組命令がなされる前にもっていた姓である。

第83条 禁 止。(1) いかなる人も、直接または間接を問わず、アルバータの内外における縁組の目的のため、子を

- (a) 周施し、または周施の手助けをし、もしくは
- (b) 止めおき、または止めおきを容易にし、

報酬を授与もしくは受領し、または授与もしくは受領に同意しないものとする。

- (2) 第1項の規定は、
- (a) 本条の規定に従いホーム・アセスメントの準備に関与する人、
 - (b) 縁組と関連してなされた法的サービスに関与する弁護士、
 - (c) 縁組の主体である子についてなされた医学的サービスに関与する医師、または
 - (d) 規則に定められる報酬、費用または支払い

に適用しない。

第84条 禁 止。 下記以外にいかなる人も、縁組の目的である子を止め置き、または止め置きを容易にしないものとする。

養子縁組法

- (a) 子の親,
- (b) ディレクター,
- (c) 免許された縁組エージェンシー,
- (d) ミイニイスター,
- (e) 規則に従ってミイニイスターにより許可を得た人。

第85条 広告の禁止。(1) いかなる人も子の縁組に関して型式または方法を問わず、広告をしないものとする。

- (2) 第1節の規定は,
 - (a) 裁判所の命令に従う通知の広告,
 - (b) ミイニイスターまたはディレクターによって認められた通知の広告,
 - (c) 申立人の申立の是認に関して、申立人による通知の広告,
 - (d) 特定の子に言及することなく、そのサービスのみについて免許された縁組エージェンシーによる通知の広告,

には適用しない。

- (3) 本条に違反する人は有罪であり、2,500ドルを越えない罰金に処せられ、かつ、支払われないときは、3カ月以内の拘禁に処せられる。

第86条 犯罪および刑罰。(1) 第83条または第84条の規定に違反する人および法人の職員または使用人は、有罪であり、10,000ドル以下の罰金に処せられ、支払われないときは、6カ月未満の拘禁に処せられる。

- (2) ミイニイスターの書面による権限授与がなければ、本条のもとでいかなる訴追手続も開始されないものとする。

第87条 許可の申立。(1) 縁組エージェンシーまたは調査エージェンシーとして行動するための許可の申請は、本法および

- (a) 組合法のもとで結合された団体,
- (b) 商業団体法の第21条のもとで登記された州外の法人であるが、ミイニイスターの意見によれば、法人が利益を得るための事業を

運営していないとき、

(c) 会社法の第9条に指摘される団体、または

(d) カナダ法人法（カナダ）の第2節および3節のもとの法人による規則に従い、ミイニイスターに提出することができる。

(2) 第1項のもとの申立は、

(a) 定められた型式により、

(b) ミイニイスターが申立人には認可されたサービスを提供し、免許された縁組エージェンシーまたは調査エージェンシーの責任を履行する能力があるかどうかを決定するため、場合に応じて、本法に従い、かつ、

(c) 定められた費用を伴うものとする。

第88条 免許証。(1) ミイニイスターは第87条のもとの申立をうけたのち、

(a) 免許証を発行または更新し、

(b) 申立人が第82条2項のもとの要求に従わないとき、ミイニイスターは適切と考える条件および期限に従い、条件付免許証を発行し、かつ、申立人が要求に従う準備をするのに適切と考える期間を与えるものとする。

(2) 本条のもとの発行される免許証は、

(a) それに対して発行される法人の名前を確認し、かつ、

(b) 条件付免許証の場合には、免許証が従う条件および期限を定める。

(3) 本条のもとの発行される免許証は、条件付免許証は別として、発行の日より2週間有効である。

(4) 本条のもとの発行された免許証は譲渡することができない。

第89条 免許証の停止、取消および拒絶。(1) ミイニイスターは第88条のもとの発行された免許証について、

(a) 被免許者が引続いてサービスを提供し、かつ、責任を実行す

養子縁組法

- ることが可能であるとミイニイスターが満足しないか、または
- (b) 免許された法人の役員または被傭者が本法、規則または他の法律に違反したか、または誰かが本法、規則または他の法律に違反するのを黙認したとき、
- 停止または取り消すことができる。
- (2) ミイニイスターが第88条1項bのもとで条件および期限を課し、第83条1項cのもとで免許証の発行もしくは更新を拒否し、または本条(1)のもとで免許証を停止または取り消すとき、ミイニイスターは、場合に応じて、申立人または被傭者に定められた型式による書面で、
- (a) 決定および決定の理由をのべ、かつ、
- (b) 申立人または被免許者に、ときに応じて、第120条のもとでの上訴の権利を通知する
- ものとする。
- (3) 本条第1項もしくは第88条1項bまたはcのもとでの決定は、第2項のもとでの通知の送達より30日後に発効し、上訴の進行中はいぜんとして効力を有する。
- (4) ミイニイスターの意見によれば、免許された縁組エージェンシーが子の健康に重大な危険を及ぼすとき、ミイニイスターは48時間内に、
- (a) 免許された縁組エージェンシーの免許を停止し、かつ、
- (b) 免許された縁組エージェンシーに事態を改善するためにどのような救済が必要かを定める
- 書面による通知をすることができる。
- (5) 免許された縁組エージェンシーは、第4項のもとでの通知をうけるとき、通知に示された指示に直ちに従うものとする。
- (6) ミイニイスターは、48時間以内の書面による通知により、通知に示された指示に従わない免許された縁組エージェンシーの免許を取り消すことができる。
- (7) ミイニイスターは、直ちに、免許された縁組エージェンシーへの依

頼者に、本条のもとでの認定を通知するものとする。

第90条 免許証の放棄その他。 免許された人は、

- (a) 免許が取り消されるとき、または
- (b) 免許された縁組エージェンシーまたは調査エージェンシーは、
場合に応じて、

その免許証および依頼者または縁組の対象とされた子に関して所持している書面および記録をミニニスターに引き渡すものとする。

第91条 土地・建物に立ち入る権利。(1) ミイニニスターまたはミニニスターの委託をうけた人は、合理的な通知にもとづいて、合理的な時刻に、免許された人の職員に調査の目的および権限を通知し、

- (a) 免許された縁組エージェンシーまたは調査エージェンシーの私的な住居以外の土地または建物に立ち入り、エージェンシーが本法および規則に従っているかどうかを調査することができ、かつ、
 - (b) 調査の目的に関連するか、関連すると思われる書物、記録、計算書または他の書面の調査のための提出を要求し、かつ、
 - (c) それらの領収書を交付し、それらのコピーを作成する目的で、
(b)項に定められた物を移動することができる。
- (2) 第1項(b)に定められた何かを移動する人は、移動された物のコピーを作成し、かつ、それらの物を移動したのち合理的な時間内に、そこから移動した場所に返すものとする。
- (3) ある人が、
- (a) 第1項(a)のもとで、ある土地または建物への立ち入りの許可を拒否し、もしくは拒否することを怠るか、または立ち入りを許可したのち、ミイニニスターまたはその代理人が前条のもとでその権限を行使するのを拒否し、もしくは拒否することを怠るとき、
 - (b) 第1項(b)のもとでの要求に従うことを拒否するか、または拒否することを怠るとき、
 - (c) 第1項cのもとで物の移動を許可することを拒否するか、また

養子縁組法

は拒否するのを怠るとき、
ミイニスターは裁判所の判決に対して、申立の通知により、第4項のもとでの命令を請求することができる。

- (4) 第3項の申立により、裁判所が土地または建物へのアクセスまたは書物、記録、計算書または他の証書の再生または移動が、免許者が本法および規則に従っているかどうかを確認するために必要であると判断するとき、裁判官は本条に従って強制するのに必要と判断する命令をすることができる。

以 上